

新潟市立幼稚園における給食費の管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市立幼稚園条例（昭和39年新潟市条例第31号）第2条に定める幼稚園（以下「幼稚園」という。）において提供する給食に係る経費（以下「給食費」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「給食費」とは、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第56号）第13条第4項第3号に規定する給食の提供に要する費用をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、幼稚園に在園する幼児に対して親権を行う者をいう。

3 この要綱において「職員」とは、幼稚園において教育に従事する者をいう。

4 この要綱において「主食費」とは、給食費のうち、米飯、パン、麺類等主食の提供にかかる経費をいう。

5 この要綱において「副食費」とは、給食費のうち、おかず、牛乳など主食費以外にかかる経費で主食費以外のもの（給食の提供に合わせて提供するおやつ代も含む。）をいう。

6 この要綱において「給食費負担者」とは、保護者や職員その他給食の提供を受ける者をいう。

(給食費の徴収)

第3条 市長は、給食費負担者から給食費を徴収する。

2 給食費の対象となる費用は、次に掲げるものとする。

(1) 主食費

(2) 副食費

3 給食費の額は、別に市長が定めるものとする。

(給食費の通知)

第4条 市長は、毎年度給食費負担者に対して、納入すべき給食費の額を書面で通知するものとする。

(給食費の納入方法)

第5条 給食費負担者は、第3条に規定する給食費を口座振替により納入するものとする。

ただし、市長が必要と認める場合は、納入通知書により納入することができる。

(給食費の納入期限)

第6条 給食費負担者は、第3条に規定する給食費を、別に市長が定める日までに納入しなければならない。

(督促)

第7条 市長は、第6条に定める納入期限までに給食費の納入がなかったときは、期限を指定して督促を行うものとする。

(給食費の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認められるときは、給食費を減額又は免除することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。